

Timbs v. Indiana, 586 U.S. ____ (2019), 139 S.Ct. 682 (2019)

伊 比 智*

合衆国憲法第8修正の「過大な罰金禁止条項 (Excessive Fines Clause)」が、第14修正のデュープロセス条項を通じて州にも適用され、非刑事の対物没収 (civil in rem forfeiture) もその対象に含まれることが確認された事例。

《事実の概要》

Timbs は、インディアナ州の公判裁判所において違法薬物の取引等について有罪答弁を行った。公判裁判所は、裁判所の監督下での薬物乱用者治療プログラムの受講を付して、1年間の在宅拘禁 (home detention) 及び5年間の保護観察処分を同人に科し、加えて、総額1203ドルの訴訟費用等 (fees and costs) の支払いを Timbs に命じた。Timbs は、本件逮捕時において、(同人の父親の死亡保険の保険金で購入した) 約4.2万ドルの Land Rover SUV を警察によって押収されていた。

州政府は、Timbs の Land Rover が薬物輸送のために使用されたと申し立て、当該車両に対する非刑事の没収訴訟 (a civil suit for forfeiture) を民間の弁護士事務所 (a private law firm) に提起させた¹⁾。公判裁判所は、Timbs の有罪答弁後に、本件没収の申立てについての審理を行った。同裁判所は、Timbs の車両が犯行促進のために使用されたことについて認定した。しかし、同裁判所は、本件車両の購入費用4.2万ドルは同人の薬物犯罪に対する罰金の上限額1万ドルの4倍以上に相当するとして、本件

* 中央大学大学院法学研究科博士課程後期課程在学中

1) インディアナ州法においては、検察官は、民間の弁護士を雇って非刑事の没収訴訟を委託することが認められている。Ind. Code §34-24-1-8.

没収は、Timbs の犯罪の重大性 (gravity) と著しく均衡を欠くものであり、それゆえに、第 8 修正の過大な罰金禁止条項 (Excessive Fines Clause) に違反すると判示した。州 Court of Appeals は、公判裁判所の判断を確認した。しかし、州最高裁判所は、本件没収が過大な罰金禁止条項に違反するかについて判断することなく、同条項は連邦の活動のみを制限するものであるから州の活動には適用されないと判示した。

合衆国最高裁判所はサーシオレイライを認容した。

《判旨》

破棄・差戻し

1. ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見

本件の問いは、合衆国憲法第 8 修正の過大な罰金禁止条項が、第 14 修正のデュープロセス条項に組み込まれて州にも適用されるかである。

I A 当裁判所は、ほんの一握りの例外を除いて、第 14 修正のデュープロセス条項に権利章典の基本権が組み込まれると判断し、それらの権利を州にも適用可能としてきた。当裁判所は、権利章典の基本権について、それが「我が国の秩序ある自由の体制にとって基本的なもの (fundamental to our scheme of ordered liberty)」, 又は「我が国の歴史と伝統に深く根ざしているもの (deeply rooted in this Nation's history and tradition)」に当たる場合に、第 14 修正に組み込まれると判断してきた。

組み込まれた基本権は、第 14 修正を通じて、連邦政府による干渉から個人の権利を保護する場合と同様の基準に基づいて、州に対しても行使される。したがって、権利章典の基本権が組み込まれる場合、それが禁止又は要求する行為について、連邦と州の間で差異は生じない。

B 第 8 修正は、「過大な保釈金を求めてはならず、過大な罰金を科してはならない、また、残虐かつ異常な刑罰を科してはならない」と定めている。本件で争点となる「過大な罰金を科してはならない」という文言は、一定の犯罪に対する刑罰として現金か現物を納付させる政府の権限に対して、制限を課すものである。

この過大な罰金禁止条項の由来は、少なくとも1215年のマグナ・カルタにまで遡ることができる。マグナ・カルタは、経済的制裁について、「違法行為と均衡したものでなければならず、かつ犯人の生計を維持できなくなる程に重いものであってはならない」としていたが、国家の歳入拡大や政敵に対する嫌がらせ目的で、過大な罰金は用いられ続けた。名誉革命の際に、権利章典（English Bill of Rights）が起草されたが、そこでは、「過大な保釈金を求めてはならず、過大な罰金を科してはならない、また残虐かつ異常な刑罰を科してはならない」と定められ、マグナ・カルタの内容が改めて確認された。

この著名な文言が、大西洋を越えて、最初に、ヴァージニア権利章典において、次に、合衆国憲法第8修正において、ほぼその文言どおりに採り入れられた。過大な罰金禁止条項の採択は、イギリス法だけでなく、同時代の他の植民地の法の規定とも合致していた。1787年の時点では、8つの邦——当時の合衆国の人口の70%に相当する——の憲法が、過大な罰金を禁止し、第14修正が採択される1868年までには、37州のうちの35州——当時の合衆国の人口の90%に相当する——の州憲法が、過大な罰金を明示的に禁止していた。それにもかかわらず、南北戦争後、南部の諸州では、戦前の人種差別体制を維持する黒人法（Black Codes）の下で、罰金刑が濫用され続けた。今日では、50州全てが、直接的に、又は罪刑の均衡を求めることで、過大な罰金を禁止しており、同条項の保障する権利を基本的なものとする認識は広まっている。

法外な金額の罰金を科すことは、憲法の保障する他の自由を掘り崩すことにもつながる。例えば、上記のように、政敵に対する報復や政敵の言論の萎縮を目的として、過大な罰金が用いられることがあった。更に、たとえ政治的動機がない場合であっても、その他の刑罰とは異なり、罰金は、財源となるものであるから、応報と抑止という刑罰目的からある程度外れる形で用いられる場合もある。こうした懸念が仮説にすぎないとはいえない。

以上のとおり、英米の歴史を通じて、過大な罰金からの保護が、絶えず

人々を守る盾となってきたことには確かな理由がある。第14修正が過大な罰金禁止条項を組み込んでいると歴史的及び論理的に結論づける主張は、極めて妥当である。したがって、同条項の保障する過大な財産刑からの保護は、「我が国の秩序ある自由の体制にとって基本的なもの」であり、かつ「我が国の歴史と伝統に深く根差したもの」である。

II 州政府は、過大な罰金禁止条項の組み込みを一般論としては否定はしていないが、州による非刑事の対物没収に対しては同条項が適用されない旨主張する。しかし、*Austin* (*Austin v. United States*, 509 U.S. 602 (1993)) において、当裁判所は、非刑事の対物没収について、それが少なくとも部分的には刑罰であるならば、同条項による保護の対象となると判示している。したがって、本件において州政府の主張を認めるには、当裁判所が、*Austin* を変更するか、あるいは、*Austin* に照らして過大な罰金禁止条項が非刑事の対物没収に適用されることは認めつつも、この場合の過大な罰金禁止条項による保障は、秩序ある自由にとって基本的なものでも歴史と伝統に深く根ざしたものでもないとして、同条項の第14修正への組み込みを否定するかしなければならない。しかし、以下に述べるように、前者の *Austin* の変更については、これを求める主張が当裁判所において適法になされているとはいえず、また、後者の判断を求める主張は、当裁判所が採ってきた組み込みの判断方法についての理解を誤っている。

A 州最高裁判所は、過大な罰金禁止条項は州には全く適用されないと判示し、同条項の非刑事の対物没収への適用可能性については検討しなかった。そのため、*Timbs* は、「第8修正の過大な罰金禁止条項が第14修正に組み込まれて州に適用されるか否か」という問いの審査を当裁判所に求めたが、州政府は、その問いを「第8修正の過大な罰金禁止条項は州による非刑事の対物没収の利用を制限するか否か」というように立て直すことを試みた。その上で、州政府は、同条項が第14修正に組み込まれないとするだけでなく、*Austin* が誤った判断であるとも主張した。とはいえ、被申請人の事案の問いを立て直す権利は、問いを拡大させる権限を付与するものではない。そのことは、本件のように、被申請人による問いの再構築に

よって、下位の裁判所で主張も判断もされていない問いを検討するよう求められる場合、特に当てはまる。したがって、当裁判所は、*Austin* の全員一致の判断の再考を促す州政府の主張を認めない。

B また、州政府は、過大な罰金禁止条項が非刑事の対物没収に適用される場合には第14修正に組み込むことはできないとも主張するが、当裁判所は、第14修正への基本権の組込みを判断するに当たっては、その基本権の具体的な適用にかかわらず、権利それ自体が、我が国の秩序ある自由の体制にとって基本的なもの又は我が国の歴史と伝統に深く根ざしたものか否かを問うてきている。例えば、*Packingham* (*Packingham v. North Carolina*, 582 U.S. ___ (2017)) では、当裁判所は、一般のソーシャルメディアのウェブサイトへの性犯罪登録者のアクセスを禁じる州法が第1修正の言論の自由条項に違反するかを判断するに当たって、同条項が「第14修正のデュープロセス条項に基づいて州に適用される」と指摘しているが、同条項のそのようなウェブサイトへの適用が、基本的なもの又は深く根ざしたものか否かを問うことはしていない。本件も同様に、過大な罰金禁止条項の非刑事の対物没収への適用が、基本的なもの又は深く根ざしたものか否かにかかわらず、同条項が第14修正に組み込まれるとの結論に変わりはない。

以上述べてきた理由から、州最高裁判所の判断を破棄し、当裁判所の意見に沿う形で更に手続を進めるために本件を差し戻す。

2. ゴーサッチ裁判官の補足意見

多数意見は、当裁判所の先例を正しく適用し、十分な歴史的証拠に基づいて、第8修正の過大な罰金禁止条項が第14修正に組み込まれて州にも適用されると結論づけている。その結論には同意するが、原意的には、権利章典の基本権を組み込むための適切な媒体は、デュープロセス条項ではなく、特権・免責条項 (*Privileges or Immunities Clause*) であると思われる。しかし、本件では、そのような問いについて争われておらず、組込みの正しい媒体の如何にかかわらず、第14修正が、過大な罰金からの自由を尊重

するよう各州に義務づけていることは疑いようがない。

3. トマス裁判官の結論賛成意見

過大な罰金禁止条項が第14修正によって州にも適用されるとする法廷意見の結論に同意するが、その理論構成については同意できない。私は、第14修正のデュープロセス条項を「過程 (process)」とは無関係の実体的権利を包含するものとは解釈しない。過大な罰金を受けない権利は、第14修正が保障する「合衆国市民の特権・免責」の一つに当たるものとして判断する。

I デュープロセス条項は、「過程」とのみ定めているので、当裁判所は、同条項が保障する実体的権利の定義づけに長きにわたり取り組んできた。「実体的」「デュープロセス」の法理は、合衆国憲法に根拠を有するものではないので、当裁判所が、憲法上保護される基本的権利とそうでないものとを区別する指導原理を確立できてこなかったのは当然である。また、実体的デュープロセスに関する当裁判所の先例は、文言上の制約なく基本的権利をつくりだすことを認めているので、先例の中には当裁判所の判断の中でも最も悪名高い誤ったものも含まれる。

本件において、Timbs は、同人の自家用車の没収が過度な刑罰 (excessive punishment) に当たると主張しているが、その主張は、同人にとっての「適正な」「過程」とは無関係である。それゆえに、実体的デュープロセスという「法的擬制 (legal fictions)」を本件に適用することは認めない。

II 第14修正にいう「特権」と「免責」は、第14修正の採択当時は、長きにわたって承認されてきた市民の「不可侵の権利 (inalienable rights)」を意味するものとして理解されていた。合衆国憲法に列挙された権利の多くは、このような不可侵の権利に当たる。本件では、第8修正の過大な罰金禁止がそうした不可侵の権利に当たるか否かが問われている。

過大な罰金禁止条項は、イギリスの1689年の権利章典の文言を逐語的に採り入れたものである。この権利章典は、罪刑の均衡を欠いた刑罰を禁じ

るイギリスの伝統を法的に認めたものである。マグナ・カルタ等の条項は、犯罪と均衡した罰金のみを科すことを認めていたのであり、「過大な罰金からの自由」は、紛れもなく、イギリス臣民の古来からの権利であると考えられていた。植民地時代のアメリカの入植者たちも、本国のイギリス人と同様の基本権が自らに付与されていると考え、それゆえに、第8修正の文言は、イギリスの権利章典の文言を逐語的に採用したヴァージニア権利宣言(Virginia Declaration of Rights)を直接的な基礎としていた。また、ほとんどの州も、権利章典採択当時、各州憲法において過大な罰金を禁止していた。第14修正採択当時においては、37州の内の35州の州憲法が過大な罰金を明示的に禁止していたが、法廷意見が指摘するように、罰金刑の濫用は、特に、いくつかの州で採用された黒人法を通じて継続して行われていた。このような罰金刑の濫用に対する関心、加えて、過大な罰金禁止条項の各州への広まりは、一般公衆が、過大な罰金禁止をアメリカ市民の基本権として理解し続けていたことを証明している。

《解説》

1. 問題の所在

本件では、犯行促進物件として用いられたTimbsの自家用車に対して、州政府による非刑事の対物没収(civil in rem forfeiture)が行われた²⁾。本件の争点は、このような州による没収についても、合衆国憲法第14修正のデュープロセス条項を通じて、第8修正の「過大な罰金禁止条項(Excessive Fines Clause)」が適用されるか否かである。本件は、いわゆる権利章典の組み込み(incorporation)が争点となる事案である。

2) アメリカ合衆国における非刑事の没収についての邦語文献として、田村康俊「非刑事的没収・追徴の動向と限界—Civil Forfeitureの法理とRICO法の関連—」渥美東洋編『組織・企業犯罪を考える』(中央大学出版部, 1998年)121-147頁、佐伯仁志「アメリカ合衆国の没収制度」ジュリスト1019号16頁などがある。

2. 権利章典の組込み

権利章典の組込みとは、権利章典の基本権を第14修正のデュープロセス条項（又は特権・免責条項）に組み込んだ上で、その保障を州に対しても及ぼすとする法理である³⁾。権利章典の基本権は、制定当初においては、連邦政府による人権侵害からの保護を定めているものであり、州政府の活動をそこに含むものではないと解されていた⁴⁾。したがって、州による人権侵害の問題については、州憲法で対応するものとされていた⁵⁾。しかし、本件判断も言及するように、南北戦争後も南部諸州においては、解放奴隷の自由・権利を制限する諸立法により実質的に奴隷制度が維持されていたのであり、各州にそのような事態への対応を任せることはできなかった⁶⁾。そのため、州による人権侵害に対しても、合衆国憲法の権利章典の保障を及ぼす必要性が生まれ、州を対象とする第14修正の特権・免責条項とデュープロセス条項が制定された。しかし、特権・免責条項の保障範囲は、*Slaughter-House Cases* において極めて狭い範囲に限定されたため⁷⁾、デュープロセス条項による対応が検討されるようになった⁸⁾。

合衆国最高裁判所は、第14修正の制定から現在に至るまでにおいて、権利章典の基本権の州への適用については、デュープロセスとの関係において、特定の権利のみが保障されるという立場を一貫している。ここでのデ

3) 田中英夫『英米法辞典』（東京大学出版会、1991年）435頁、樋口範夫『アメリカ憲法』（弘文堂、2011年）234-235頁。

4) *Barron v. Baltimore*, 32 U.S. 243 (1833). 松井茂記『アメリカ憲法入門 第8版』（有斐閣、2019年）207頁。

5) 浅香吉幹『現代アメリカの司法』（東京大学出版会、1999年）5-6頁、樋口・前掲注3）234頁。

6) 松井・前掲注4）208頁。樋口・同上。

7) *Slaughter-House Cases*, 83 U.S. 36 (1873).

8) 樋口・前掲注3）234頁。南北戦争後における第14修正の制定からデュープロセスによる組込みに至る一連の経過については、*Brianne J. Gorod and Brian R. Frazelle, Timbs v. Indiana, Mere Constitutional Housekeeping or the Timely Revival of a Critical Safeguard?*, 2018 *Cato Sup. Ct. Rev.* 215, 220-229を参照。

ュープロセスに含まれる権利とは何かについて、例えば、第5修正の二重危険の禁止が、デュープロセス条項を通じて州に対しても適用されるかが争点となった *Palko* においては、「秩序ある自由の体制の本質的な構成要素」に当たる権利のみが、デュープロセス条項に組み込まれるとしている⁹⁾。他方で、権利章典の保障する人権全てを州に対しても及ぼすべきとする全面的組込み（total incorporation）も主張されてきたが¹⁰⁾、合衆国最高裁判所は、1960年代以降の刑事手続における被告人の権利についての一連の判例において、選択的組込み（selective incorporation）の立場に立つことを明確にした¹¹⁾。

合衆国最高裁判所は、1960年代以降の一連の判例において、デュープロセス条項による組込みの判断基準について多様な表現を用いて説明してきたが、一貫して選択的組込みの立場を踏襲している。直近においても、本件法廷意見が依拠する *McDonald* においては、第2修正の武器を保持する権利の組込みについて争われたが、合衆国最高裁判所は、「我が国の秩序ある自由の体制にとって基本的なもの」であるか、また、「我が国の歴史と伝統に深く根差したもの」であるかという基準に基づいて、第2修正の組込みを認めている¹²⁾。

合衆国最高裁判所は、選択的組込みの立場を明確にした後においても、組み込まれる基本権の数を徐々に増やしていき、現在、権利章典の基本権のほとんどが既に組み込まれている。未だ組み込まれていないのは、第3修正（未判断）、第8修正の過大な保釈金の禁止（未判断）、第5修正の大

9) *Palko v. Connecticut*, 302 U.S. 319 (1937).

10) 例えば、*Adamson v. California*, 332 U.S. 46 (1947) における、ブラック裁判官の反対意見。

11) 1960年代以降における一連の判例については、*McDonald v. Chicago*, 561 U.S. 742 (2010) 763-766を参照。同判断の紹介・解説として、浅香吉幹「最近の判例 *McDonald v. City of Chicago*, 558 U.S. ___, 130 S.Ct. 3020 (2010)：合衆国憲法第2修正の武器を保持する権利は第14修正により州にも主張できる」*アメリカ法*2011年(1)238頁等がある。

12) *McDonald v. Chicago*, 561 U.S. 742 (2010).

陪審起訴の保障，第7修正の民事陪審の権利とされる¹³⁾。本件の第8修正の過大な罰金禁止条項については，本件に至るまで，合衆国最高裁判所においてその組込みが争点として争われてはこなかった¹⁴⁾。

3. 没収と合衆国憲法第8修正

本件においては，過大な罰金禁止条項のデュープロセス条項への組込み自体について争いはないが，州政府は，非刑事の対物没収に対しては同条項は適用されないと主張している。

非刑事の対物没収は，法禁物，犯罪収益，犯行促進物件などの犯罪に関連性を有する財物について，その物自体に有責性を認めた上で，所有者からはく奪する処分である¹⁵⁾。非刑事没収は，刑罰として科される刑事没収 (criminal forfeiture) とは異なり，所有者の刑事告発も有罪認定も必要ではない¹⁶⁾。非刑事の没収訴訟においては，没収対象の財物自体が被告とされて，その可否が判断されることになる。

没収の法的性格は，刑罰としての性質を有するもの (punitive)，又は救済としての性質を有するもの (remedial) に分類されるが，一般的に，法禁物と犯罪収益に対しては救済的なものとされ，犯行促進物件に対しては刑罰としての性質を有するとされる¹⁷⁾。とはいえ，非刑事の没収は，連邦法と州法いずれにおいても，その規定のあり方は多様であり，非刑事とされても実際には刑罰としての機能を果たしているとされる場合もあり，非刑事の没収に対しても，刑罰を対象とする憲法上の保護が適用されるかについて，合衆国最高裁判所において争われてきている¹⁸⁾。

13) *Id.*, 765, n. 13.

14) *Id.*

15) David Piemental, *Forfeitures and the Eight Amendment: A Practical Approach to the Excessive Fines Clause as a Check on Government Seizures*, 11 *Harv. L. & Pol'y Rev.* 541 (2017) 545–547.

16) *Id.*, 545.

17) Dee R. Edgeworth, *Asset Forfeiture Practice and Procedure in States and Federal Courts* (3rd ed., American Bar Association, 2013) 16–17.

18) 例えば，非刑事の没収と二重危険の禁止との関係について，*United States v.*

第8修正の「過大な罰金禁止条項」の非刑事の没収への適用については、本件で言及されている *Austin* において判断されている¹⁹⁾。同事案においては、頒布目的でのコケインの所持で有罪となった *Austin* が、コケインをトレーラーハウスから自動車ショップまで、取引のために運んだという事実に基づいて、同トレーラーハウスと自動車ショップに対する非刑事の没収が行われた。そこで、*Austin* は、同没収が、第8修正の過大な罰金禁止条項に違反することを申し立てた。合衆国最高裁は、第8修正は、明示的に刑事手続に限定されるとしてはおらず、第8修正の歴史もそのように限定することを求めてはいないとした上で、重要な点は、没収が、第8修正が関心を寄せる金銭罰（monetary punishment）に当たるか否かであるとした。そして、同裁判所は、没収の目的が救済（remedial）だけでなく、応報又は抑止という刑罰目的も有するものであるならば、刑罰に解されるとしており、同事案で問題となった連邦法について、部分的には刑罰に当たるとして、第8修正の適用可能性があると判示した。

なお、*Austin* において、合衆国最高裁判所は、没収が、同条項の禁止する「過大な罰金」に当たるかについての判断基準を示すことはなかったが、この点については、争点となったのは刑事没収であるが、*Bajakajian* において示されている²⁰⁾。*Bajakajian* は、刑罰として科される没収は、それが被告人の行った犯罪の重大性と著しく均衡を欠いている場合に、過大な罰金禁止条項に違反すると判示している。

Ursery, 518 U.S. 267 (1996) で判断されている。

19) *Austin v. United States*, 509 U.S. 602 (1993). *Austin* の紹介・解説として、佐伯仁志『制裁論』（有斐閣、2009年）107-111頁などがある。

20) *United States v. Bajakajian*, 524 U.S. 321 (1998). *Bajakajian* の紹介・解説として、田村康俊「非刑事没収・追徴と合衆国憲法第8修正の適用—2000年法改正と *Bajakajian* 判決の分析—」法学新報110巻7・8号237頁、萩原滋「外国判例研究 刑事没収と過大な罰金禁止条項 *United States v. Bajakajian*, 118 S.Ct. 2028, 63 Criminal L. Rptr. 383 (1998)」愛知大学法学部法経論集151巻79頁、佐伯・前掲注19) 108-111頁などがある。

4. 本件判断の検討

本件においては、過大な罰金禁止条項の第14修正による組込みを巡っては、法廷意見とトマス裁判官の結論賛成意見の間において、その組込みを認める結論は共通しているが、組込みのための媒体となる条項について相違が生じている。

法廷意見は、先例を踏襲して、選択的組込みの立場に立ち、デュープロセス条項に依拠することを明示した上で、組込みの判断基準として、問題となる基本権が、「我が国の秩序ある自由の体制にとって基本的なもの」に当たるか否か、また「我が国の歴史と伝統に深く根差したもの」に当たるか否かという、上述の *McDonald* で示された基準を採用している。

その上で、法廷意見は、英米における罰金刑の濫用とそれに対するマグナ・カルタに始まる一連の法の対応の歴史、政府の財源となる罰金の刑罰としての特殊性、そして罰金刑の濫用が他の憲法上の権利の侵害をもたらすおそれの三点を示すことによって、過大な罰金禁止条項が上述の基準を満たすとしている。

他方で、トマス裁判官は、権利章典の組込みについて、*McDonlad* での結論賛成意見と同様に、第14修正のデュープロセス条項ではなく、同条項の特権・免責条項によるべきと主張する。この点については、ゴーサッチ裁判官も同様の立場であると思われるが、本件ではその点については争われておらず、また結論としては法廷意見と同様であるので、あくまで示唆するにとどめている。

トマス裁判官は、デュープロセス条項が実体的権利を保障しているとする実体的デュープロセス論について、憲法上保護される権利とそうでない権利を画定する指導原理がないとして、これに反対する立場に立っている。トマス裁判官は、第14修正の特権・免責条項は、その採択当時に、市民の不可侵の権利として長らく承認されてきた権利を、州による侵害から保護するために採択されたとして一般に理解されていたとし、過大な罰金禁止をその市民の「不可侵の権利」に当たるとした上で、州に対しても適用されるとした。トマス裁判官は、この不可侵の権利に当たると示すため

に、法廷意見と同様に、過大な罰金からの保護が、英米の歴史においてどのように展開されてきたのかを辿り、その上で、過大な罰金からの保護が、憲法上の保護を受けるに値する中核的権利として、一般公衆において一貫して認識されてきていることを示そうと試みている。

また、本件では、州政府は、非刑事の対物没収は、刑罰とはみなされないもので、歴史的に罪刑の均衡を求められてこなかったとして、過大な罰金禁止条項の適用を受けないと主張し、非刑事の対物没収への過大な罰金禁止条項の適用を認めた *Austin* の変更を求めたが、州政府がこの主張を州の裁判手続で行わず、合衆国最高裁判所においてはじめて行ったことから、法廷意見は *Austin* を再検討しなかった。また、法廷意見は、州政府は、過大な罰金禁止条項について、非刑事の対物没収に適用される場合については第14修正への組込みは認められないとしている点で、組込みの理解を誤っているとす。法廷意見は、組込みの判断は、対象となる基本権自体が、組込みの基準を満たすか否かに基づいてなされるとしており、その特定の適用場面に依じて第14修正に組み込まれたり組み込まれなかったりするものではないと考えている。

5. 本件判断の意義

本件判断によって、第14修正のデュープロセス条項に組み込まれる基本権が新たに付け加えられた。そして、州による非刑事の対物没収に対して、第8修正の過大な罰金禁止条項が適用されることが確認された。

没収は、連邦と州のいずれにおいても、一定の場合において、それにより得られた利益は法執行機関の収入になるとされる²¹⁾。また、非刑事の没収は、上述の通り、財物の所有者の有罪認定を要するものでなく、その所有者が犯罪と関係を有する必要もないのであり、刑事没収の場合と比べて、手続上の要件は緩やかなものとされる²²⁾。したがって、非刑事の没収は、それを積極的に用いる極めて強いインセンティブを法執行機関に生じ

21) Notes, *How Crime Pays: The Unconstitutionality of Modern Civil Asset Forfeiture as a Tool of Criminal Law Enforcement*, 131 Harv. L. Rev. 2387 (2018), 2390–2393.

22) *Id.*, 2390.

させているのであり、実際に、とりわけ、近年において、没収による収入額は、連邦と州双方において、膨大なものとなっている²³⁾。

このような状況を前提とすれば、本件判断が、過大な罰金禁止条項の保障を州に対しても及ぼしたことは、今後、各州における没収実務に一定の影響を及ぼすのではないかと思われる。

[追記] 本稿脱稿後、島田良一「Timbs v. Indiana, 139 S.Ct. 682 (2019) 州による民事対物没収に対して合衆国憲法第8修正の「過重な罰金禁止条項」が適用された事例」摂南法学57号63頁(2020年)に接した。

23) Dick M. Carpenter II et al., *POLICING for PROFIT The Abuse of Civil Asset Forfeiture* (2nd ed, 2015) 10–11 (<https://ij.org/wp-content/uploads/2015/11/policing-for-profit-2nd-edition.pdf>, last visited, July 30, 2020) によれば、司法省と財務省の没収基金 (forfeiture funds) の純資産は、2001年～2014年の間に、485%増加し、2014年度は約45億ドルに至っており、また、2002年～2013年の間における、14州の没収による収益の総額は、136%増加しており、2013年度の収益は、約2.5億ドルに達している。